

Ⅷ 参 考 資 料

1 地方債の充当率

(令和5年度末現在)

区 分			国 庫 補助金	企業負担	地 方 負 担	
					左のうち地方債	
公 共 下 水 道	管渠等	補助	1/2	—	1/2	1/2 ※
		管渠、終末処理場の低率分 単独	—	—	10/10	10/10 ※
	終末処理施設	補助	5.5/10	—	4.5/10	4.5/10 ※
		終末処理場の高率分 単独	—	—	10/10	10/10 ※
流 域 下 水 道	管渠等	補助	1/2	—	1/2	1/2 (県と関係市町で1/2)
		管渠、終末処理場の低率分 単独	—	—	10/10	10/10 (県と関係市町で1/2)
	終末処理施設	補助	2/3	—	1/3	1/3 (県と関係市町で1/2)
		終末処理場の高率分 単独	—	—	10/10	10/10 (県と関係市町で1/2)
特定環境 保全公共 下 水 道	管渠等	補助	1/2	—	1/2	1/2 ※
		管渠、終末処理場の低率分 単独	—	—	10/10	10/10 ※
	終末処理施設	補助	5.5/10	—	4.5/10	4.5/10 ※
		終末処理場の高率分 単独	—	—	10/10	10/10 ※

○地方負担額について、自治体の規模に応じ一部が地方交付税措置されている。

○平成2年度から、過疎市町村が実施する公共下水道、特定環境保全公共下水道には過疎債が充当されることとなった。

(公営企業債充当分のうち最大50%について過疎債が適用されている。なお、過疎債は、元利償還金の70%が交付税算定に当たっての基準財政需要額に算入される。)

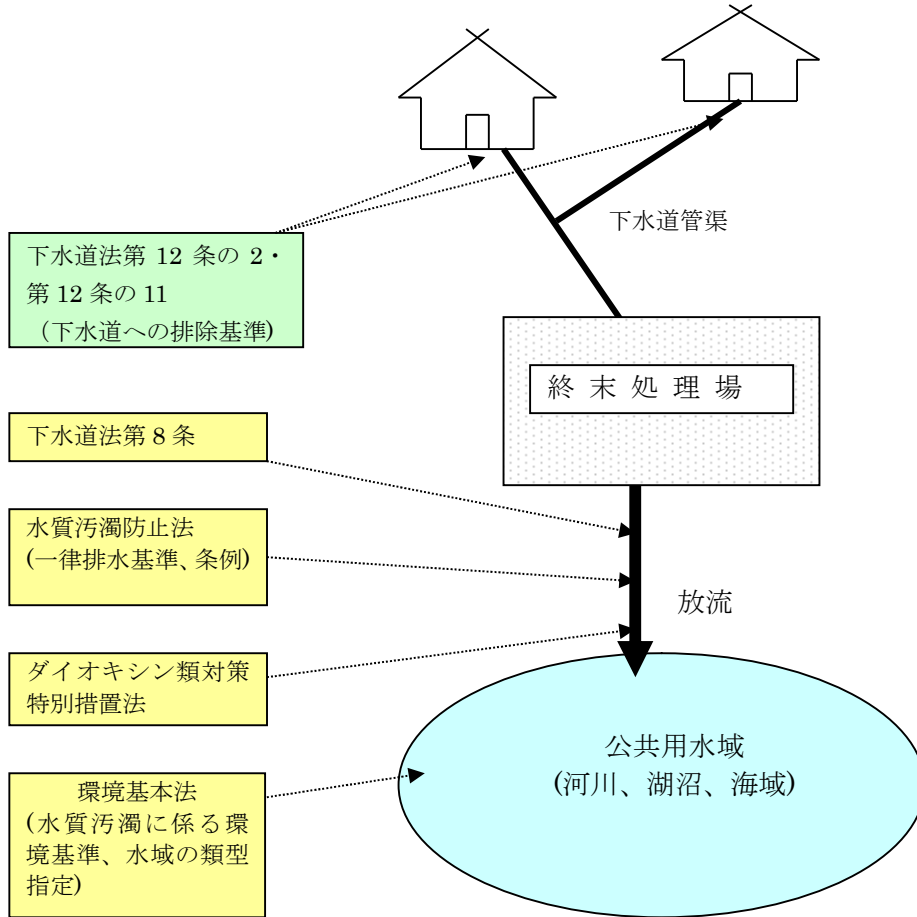
○平成14年度から、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う污水处理施設の整備事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができることとなった。合併に伴い発生する増嵩経費のうち、料金への影響を抑え、健全な経営を確保する上で特に必要と認められる経費について、一般会計からの出資又は補助(当該増嵩経費分に係る下水道事業債相当額の50%を上限とする。)を行い、その財源として合併特例債を充当するものとする。なお、合併特例債は、元利償還金の70%が交付税算定に当たっての基準財政需要額に算入される。

※平成18年度から受益者負担金は特定財源として整理され、充当率は、100%となったが、下水道等の集合処理施設(流域下水道および特定公共下水道を除く)については、全事業費の5%程度を徴収し、事業費へ充当することとなった。

2 水質保全

水質の保全を図るため、下水道については、下水道終末処理場からの放流水質に関する基準、下水道を使用する事業者等に対して下水への排除制限等が定められています。

また、下水道終末処理場の放流先である公共用水域に対しても、水域ごとに類型指定がなされ、目標となる水質汚濁に係る環境基準が定められており、下水道はその目標を達成していくための、大きな役割を担っています。



(1) 下水道終末処理場からの放流水の水質基準

下水道終末処理場からの放流水の水質基準については、下水道の基本法である下水道法だけでなく、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等を遵守する必要があります。

1) 終末処理場からの放流水の排水基準

下水道終末処理場からの放流水の排水基準に係る法令

法令	概要
下水道法	下水道の管理基準が定められている。
水質汚濁防止法	下水道終末処理場は特定施設として指定されており、公共用水域に排出される水について一律排水基準が適用となる。 瀬戸内海水域など特に対策が必要とされる水域に対しては、条例などによって、さらに厳しい排水基準や総量規制基準が定められている。(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (以下、「排水基準を定める条例」という。))
ダイオキシン類対策特別措置法	特定の要件を満たす下水道終末処理場は特定施設として指定され、公共用水域に排出される水について排水基準が適用される。

(ア) 終末処理場からの放流水の排水基準

	水質汚濁防止法 (一律排水基準)	排水基準を定める条例				下水道法 第8条 (施行令第6条)
		第1種水域	第2種水域	第3種水域	第4種水域	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.5-9.0	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) [※1] mg/L	160 (120)	90(70)	160(120)	160(120)		[※7]
化学的酸素要求量 (COD) [※1] mg/L	160 (120)	50(40)	85(65)	120(90)	130(100)	
浮遊物質 mg/L	200(150)	90(70)	90(70)	200(150)	200(150)	40
ノルマルヘキサキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) mg/L	5	5				
(動植物油脂類含有量) mg/L	30	8	8	20	20	
フェノール類含有量 mg/L	5	5				
銅含有量 mg/L	3	3				
亜鉛含有量 mg/L	2	2				
溶解性鉄含有量 mg/L	10	10				
溶解性マンガン含有量 mg/L	10	10				
クロム含有量 mg/L	2	2 (すべての事業場に適用)				
大腸菌群数 個/cm ³	(3000)	(3000)				(3000)
窒素含有量 mg/L	120(60) [※4]	120(60) [※4]				[※7]
燐含有量 mg/L	16 (8) [※4]	16(8) [※4]				[※7]
カドミウム及びその化合物 mg/L	0.03	0.03				
シアン化合物 mg/L	1	1				
有機燐化合物 mg/L	1	1				
鉛及びその化合物 mg/L	0.1	0.1				
六価クロム化合物 mg/L	0.5	0.5				
砒素及びその化合物 mg/L	0.1	0.1				
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 mg/L	0.002	0.002				
アルキル水銀化合物 mg/L	検出されないこと	検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル mg/L	0.003	0.003				
トリクロロエチレン mg/L	0.1	0.1				
テトラクロロエチレン mg/L	0.1	0.1				
ジクロロメタン mg/L	0.2	0.2				
四塩化炭素 mg/L	0.02	0.02				
1、2-ジクロロエタン mg/L	0.04	0.04				
1、1-ジクロロエチレン mg/L	1	1				
シス-1、2-ジクロロエチレン mg/L	0.4	0.4				
1、1、1-トリクロロエタン mg/L	3	3				
1、1、2-トリクロロエタン mg/L	0.06	0.06				
1、3-ジクロロプロペン mg/L	0.02	0.02				
チウラム mg/L	0.06	0.06				
シマジン mg/L	0.03	0.03				
チオベンカルブ mg/L	0.2	0.2				
ベンゼン mg/L	0.1	0.1				
セレン及びその化合物 mg/L	0.1	0.1				
ほう素及びその化合物 mg/L	海域 230 その他 10[※3]	10 [※3]	10 [※3]	10 [※3]	230	
ふっ素及びその化合物 mg/L	海域 15 その他 8	8	8	8	230	
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/L	100[※3]	100[※3]				
1、4-ジオキサン mg/L	0.5	0.5				
ダイオキシン[※5] pg-TEQ/L	10	10				
温度、外観、透視度及び臭気	(排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度) [※6]					
備考						
・() 内は日間平均値である						
・ 太字 は排水基準を定める条例による上乗せ・横出し基準を示す						
・第1~4種水域は排水基準を定める条例の別表第1による						
・セルが灰色の部分は、日平均排水量日平均排水量50m ³ 以上の終末処理場に限る						
※1 BODは海域・湖沼以外の公共用水域に排出される場合に限り、CODは海域・湖沼に公共用水域に排出される場合に限り						
※2 放流先が瀬戸内海水域(瀬戸内海水域は瀬戸内海特別措置法で定める範囲:瀬戸内海に流入する河川・湖沼及び海域)である、日最大排水量50m ³ 以上の終末処理場に限る						
※3 暫定基準有り						
※4 放流先が「環境大臣が定める湖沼(昭和60年環境庁告示27号)・環境大臣が定める海域(平成5年環境庁告示67号)及びこれらに流入する公共用水域」である終末処理場に限る						
※5 ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対象施設から排出される下水を処理するものに限る						
※6 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年規則第69号)の定めによる						
※7 下水道法施行令第5条の5第2項に規定する計画放流水質に定めている数値(処理方法により値が異なる)						

(イ) 水質汚濁防止法による総量規制基準

水質汚濁防止法第4条の5に基づき、指定地域内事業場からの特定排水水に対して適用されるCOD、窒素、リンの汚濁負荷量について、排出基準が定められています。なお、この基準は、設置年月日、構造、排水量などから、算定されるものであり、終末処理場ごとに固有の値となっています。

また、この基準は、放流先が瀬戸内海であり、日平均排水量が50m³以上の終末処理場に適用されません。

算定方法

<ul style="list-style-type: none">・ CODに係る総量規制基準(kg/日) = $C_c \text{ (mg/L)} \times Q_c \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$ Q_c : 指定地域内事業場の日最大特定排水量 C_c : 化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成14年広島県告示第728号)により「業種その他の区分」ごとに定められている。 ・ 窒素含有量に係る総量規制基準(kg/日) = $C_n \text{ (mg/L)} \times Q_n \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$ Q_n : 指定地域内事業場の日最大特定排水量 C_n : 窒素含有量に係る総量規制基準(平成14年広島県告示第729号)により「業種その他の区分」ごとに定められている。 ・ リン含有量に係る総量規制基準(kg/日) = $C_p \text{ (mg/L)} \times Q_p \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$ Q_p : 指定地域内事業場の日最大特定排水量 C_p : リン含有量に係る総量規制基準(平成14年広島県告示第730号及)により「業種その他の区分」ごとに定められている。

2) 下水道への排除の制限

終末処理場は流入する「下水」を処理して放流しますが、放流水には、水質汚濁防止法などにより規制がされています。終末処理場に流入する下水は、下水道を使用する事業場から排除されたものです。事業場では、さまざまな種類の物質が使用されており、それらの物質が含まれた下水が終末処理場へ入ってきます。

しかし、カドミウム、シアン等の物質を含む下水は終末処理場で処理することが困難です。BOD、SS等の項目についても、汚濁の程度の著しい下水は終末処理場で処理することができず、放流水質基準値を超過してしまう恐れがあります。

下水道からの放流水の水質を基準に適合させ、公共用水域の水質保全を図るためには、終末処理場での処理が困難なものについては、個々の発生源で事前に処理した上で、下水道に排除する必要があります。このほか管渠を腐食する恐れのある下水等、下水道の施設の機能を妨げたり、施設を損傷したりする恐れのある下水についても、個々の発生源での事前処理が必要です。

このため、下水道を使用する事業場には、下水道法及び市町の下水道条例により、下水道に流す「下水」の水質について排除基準が設けられ、この基準に満たない下水を排除することは禁止されています。

(2)水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

1) 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域(※)の水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条による、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

※ 下水道は、公共用水域には含まれませんが、河川、湖沼、海域、沿岸海域その他公共の用に供される水域、これらに接続する公共溝渠等、下水道の放流先となる水域は、公共用水域に含まれます。

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は全国一律の基準が定められています。

項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3に定める方法、規格 38.1.2 及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格 54 に定める方法	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170 -7の7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
			チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
			シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法	ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法	セレン	0.01 mg/L以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
P C B	検出されないこと	付表4に掲げる方法	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	ふっ素	0.8 mg/L以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が少量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、リン酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c) (注②第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法			
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法			
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	ほう素	1 mg/L以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,1,1-トリクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法			

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 5 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)の付表をいう。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域（河川・湖沼・海域）について、水質の状況や利用目的に応じて指定された水域類型ごとに基準値が定められています。

1 河川（湖沼を除く。）

ア BOD等の項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。）
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

イ 水生生物の保護に関する項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2 湖沼（天然湖及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人口湖）

ア BOD等5項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果が得られる方法	規格17に定める方法	付表9に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果が得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌群数100CFU/100ml以下とする。

3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌群数1,000CFU/100ml以下とする。

4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌群数300CFU/100ml以下とする。

5 大腸菌群数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

- 〃 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- 〃 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6（規格 45 の備考 3 を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	規格 46.3（規格 46 の備考 9 を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1級 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 〃 2 級 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 〃 3 級 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保護に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

3 海域

ア BOD 等 5 項目

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	ノルマルキチン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	検出されない こと。	別に政府又は 都道府県知事 が水域類型ご とに指定する 水域
B	水産 2 級 工業用水 及びCの欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果が得られ る方法	規格 17 に定め る方法(ただし、 B類型の工業用 水及び水産 2 級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はア ルカリ性法)	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	告示の付表 10 に掲げる方法	告示の付表 14 に掲げる方法	

備考

1 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (02mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml)

(b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

(注)

1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ 窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種水及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種工業用水生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 // 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 // 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 水生生物の保護に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

2) 水質の保全に関する環境基準類型指定状況

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準についての各公共用水域の類型指定状況

1 河川

ア 河川のBOD等に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川(1) (前瀬橋より上流で(弥栄ダム貯水池(弥栄湖)(全域)及び小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く)	AA	イ	S48. 3. 31 指定 H13. 3. 30 変更	国	小瀬川水域
	小瀬川(2) (前瀬橋から中市井堰まで)	A	イ	S48. 3. 31		
	小瀬川(3) (中市井堰より下流)	B	イ			
	玖島川 (渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S51. 4. 13 指定 H18. 3. 2 変更	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川(全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域
可愛川	可愛川(全域)	B	イ			
御手洗川	御手洗川(全域)	B	イ			
八幡川	八幡川上流(郡橋より上流)	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域
	八幡川下流(郡橋より下流)	B	ハ			
太田川	太田川上流(行森川合流点より祇園水門まで)	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
	太田川下流(祇園水門より下流)	B	イ			
	旧太田川(全域)	A	イ			
	天満川(全域)	A	イ			
	元安川(全域)	A	イ			
	京橋川(全域)	A	イ			
	猿猴川(全域)	B	イ	S45. 9. 1 国指定 S60. 3. 18 県変更	県	
	太田川上流(一)(明神橋より上流)	AA	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
	太田川上流(二)(明神橋から行森川合流点まで)	A	イ			
	柴木川(全域)	AA	イ			
	筒賀川(全域)	A	イ			
	滝山川(温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S50. 6. 13 指定 H18. 3. 2 変更		
	丁川(全域)	A	イ	S50. 6. 13		
	水内川(全域)	A	イ			
	西宗川(全域)	A	イ			
	吉山川(全域)	A	イ			
	鈴張川(全域)	A	イ			
	根谷川上流(代田一合橋より上流)	A	イ			
	根谷川下流(代田一合橋より下流)	B	ロ			
	三篠川(全域)	A	イ			
安川(全域)	B	ハ				
古川下流(安川合流点より下流)	B	ハ	S61. 3. 31	県		
府中大川(全域)	D	ハ				
瀬野川	瀬野川(全域)	B	ハ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
二河川	二河川(全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域
黒瀬川	黒瀬川(全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域
	三永川(全域)	A	ハ			
	温井川(全域)	A	イ			
	古河川(全域)	A	イ			
	松板川(全域)	A	イ			
	イラスケ川(全域)	A	イ			
野呂川	野呂川(全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域
高野川	高野川(全域)	A	イ			
三津大川	三津大川(全域)	B	イ			
木谷郷川	木谷郷川(全域)	A	イ			

水系名	環境基準類型指定水域名	該当 類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関	備 考
賀 茂 川	賀茂川 (全域)	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域
沼 田 川	沼田川上流 (潮止め堰より上流)	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域
	沼田川下流 (潮止め堰より下流)	B	イ			
	入野川 (全域)	A	イ			
	椋梨川 (全域)	A	イ			
	仏通寺川 (全域)	A	イ			
和久原川	和久原川 (全域)	C	イ	S51. 4. 13	県	懸崖北西部流入河川水域
栗原川	栗原川 (全域)	C	ハ			
藤井川	藤井川上流 (木梨川合流点より上流)	A	イ	S50. 6. 13	県	藤井川水域
	藤井川下流 (木梨川合流点より下流)	B	イ			
本郷川	本郷川上流 (東大橋より上流)	B	イ	S51. 4. 13	県	懸崖北西部流入河川水域
	本郷川下流 (東大橋より下流)	B	ハ			
羽原川	羽原川 (全域)	C	ハ	S51. 4. 13 指定 S60. 3. 18 変更	県	
山南川	山南川 (全域)	B	ロ			
芦田川	芦田川上流 (府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの)	A	イ	S48. 2. 27 指定 H17. 4. 25 変更	県	芦田川水域
	芦田川中流 (一) (府中大橋から高屋川合流点まで)	A	ロ			
	芦田川中流 (二) (高屋川合流点から瀬戸川合流点まで)	A	ハ			
	芦田川下流 (瀬戸川合流点より下流)	B	ハ			
	御調川 (全域)	A	イ			
	高屋川中流 (岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで)	A	イ			
	高屋川下流 (西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで)	B	ハ			
	瀬戸川上流 (瀬戸池堰堤より上流)	A	イ			
瀬戸川下流 (瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで)	B	ハ				
江の川	江の川 (全域で (土師ダム貯水池 (土師ダム湖) (全域) に係る部分に限る。) を除く)	A	イ	S48. 3. 31 指定 H13. 3. 30 変更	国	江の川水域
	志路原川 (全域)	A	イ			
	多治比川 (全域)	A	イ	S51. 4. 13	県	江の川関連支川水域
	本村川 (安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域)	A	イ			
	板木川 (全域)	A	イ			
	馬洗川 (全域)	A	イ			
	上下川 (全域)	A	イ			
	田総川 (全域)	A	イ			
	美波羅川 (全域)	A	イ			
	西城川 (全域)	A	イ			
	川北川 (全域)	A	イ			
	比和川 (全域)	A	イ			
	神野瀬川 (全域)	A	イ			
生田川 (全域)	A	イ				
高梁川	成羽川 (全域)	A	イ	S45. 9. 1	国	高梁川水域
	小田川上流 (淀平堰より上流)	A	イ			
	帝釈川 (帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S54. 3. 30 指定 H18. 3. 2 変更	県	高梁川関連支川水域

備考

1. 該当類型の欄中の A、B、C 及び D は、環境庁告示 (昭和 46 年環境庁告示第 59 号) 別表 2 の河川の表の類型を示す。
2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 水生生物

水系名	指定水域	類型	達成期間
小瀬川	小瀬川：中市堰より上流	生物 A	直ちに達成
	小瀬川：中市堰より下流	生物 B	
江の川	江の川：大倉谷川合流点より上流	生物 A	
	江の川：大倉谷川合流点より下流	生物 B	

2 湖沼

ア 湖沼の COD 等に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	COD		全窒素・全磷		指定年月日	指定機関	備考
	該当類型	達成期間	該当類型	達成期間			
土師ダム貯水池(八千代湖) (全域)	A	イ	Ⅱ	ニ 全窒素 0.43mg/L (※2) 全磷 0.018 mg/L	H13.3.30 R3.4.1 変更	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池(弥栄湖) (全域)	A	イ	Ⅱ(※1)	イ	H13.3.30 H22.9.24 変更	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池(小瀬川 ダム湖)(全域)	A	イ	Ⅱ(※1)	ハ	H13.3.30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池(神農湖) (全域)	A	ハ	Ⅲ(※1)	イ	H17.4.25 H24.11.1 変更	県	芦田川水系の芦田川の一部
八田原ダム貯水池(芦田湖) (全域)	A	イ	Ⅲ(※1)	ハ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡ノ瀬ダム貯水池(渡ノ瀬 貯水池湖)(全域)	A	イ	Ⅱ(※1)	ニ 全窒素 0.23mg/L (※3) 全磷 0.014mg/L	H18.3.2 R5.4.1 変更	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池(龍姫湖) (全域)	A	イ	Ⅱ(※1)	イ	H18.3.2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池(神竜湖) (全域)	A	ハ	Ⅲ(※1)	イ	H18.3.2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

備考

1. 該当類型の欄中の「AA」及び「A」は、環境庁告示(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の1の(2)のAの類型を、「Ⅱ」及び「Ⅲ」は、同告示別表2の1の(2)のイの類型を示す。
2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める
3. ※1 全窒素の項目の基準値を除く。
※2 暫定目標の達成年度：令和7年度
※3 暫定目標の達成年度：令和9年度

イ 水生生物

水系名	指定水域	類型	達成期間
小瀬川	弥栄ダム貯水池	生物 A	直ちに達成
	小瀬川ダム貯水池	生物 A	
江の川	土師ダム貯水池	生物 B	

3 海域

ア 海域のCOD等に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港 (1) " (2) 大竹・岩国地先海域 広島湾西部	C B A A	ロ ロ ロ イ	S45. 9. 1 指定 S49. 5. 13 改定	国	広島湾西部水域
海田湾 広島市地先海域 五日市・廿日市地先海域 広島湾	B A A A	イ ロ ハ イ	S49. 10. 1	県	広島湾水域
呉地先海域 (一) " (二) " (三)	C B A	ロ ロ イ	S48. 2. 27	県	呉地先水域
安芸津・安浦地先海域	A	イ	S49. 4. 2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	A	イ	S49. 5. 13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域 備讃瀬戸	B A	イ イ	S49. 5. 13	国	備讃瀬戸水域

イ 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域 広島湾西部	II II	イ イ	H9. 4. 28	国	広島湾西部水域
広島湾北部 広島湾南部	III II	イ ロ	H9. 4. 10	県	広島湾水域
呉地先海域	II	イ	H9. 4. 10	県	呉地先水域
安芸津・安浦地先海域	II	イ	H9. 4. 10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	II	イ	H9. 4. 28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域 備讃瀬戸 (ロ) (北西部)	IV II	イ イ	H9. 4. 28指定 H15. 3. 27改定	国	備讃瀬戸水域

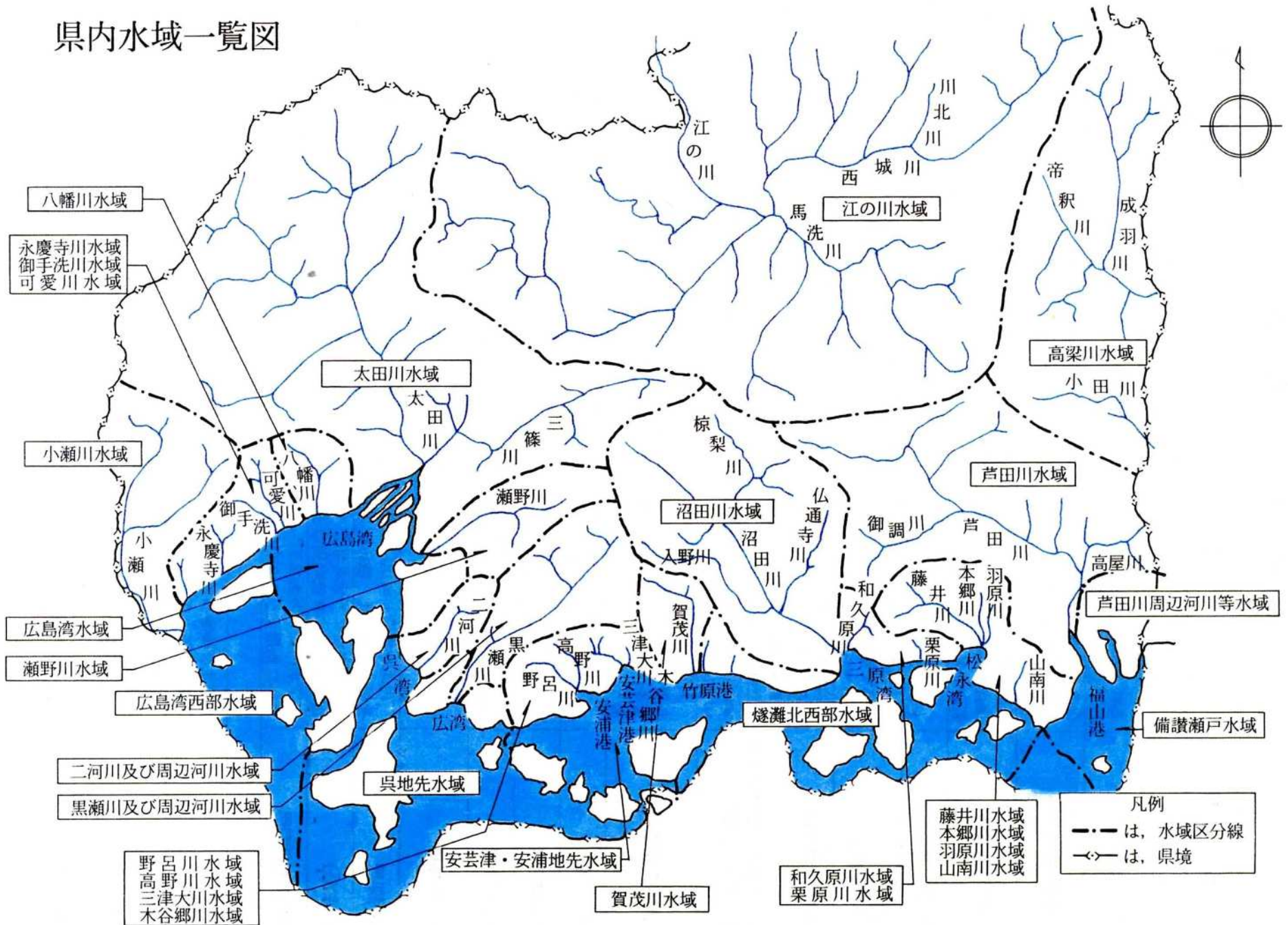
備考

1. 該当類型の欄中のA、B及びCは、環境庁告示（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の海域の表の類型を示す。
2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
3. 大竹港 (1) については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

ウ 水生生物

水系名	指定水域	類型	達成期間
備讃瀬戸	備讃瀬戸	生物A	直ちに達成
	備讃瀬戸 (ロ)	生物特A	

県内水域一覽図



3 用語の解説

名 称	説 明	備 考
(ア行)		
上乗せ排水基準	一律排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準をいう。一律排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられる水域について都道府県が条例で定める。	水質汚濁防止法 第3条第3項
LAS	主に合成洗剤中に界面活性剤として含まれているアルキル・ベンゼン・スルホン酸のことである。	
SS (浮遊物質)	ろ過または遠心分離によって分離される物質をmg/l であらわしたもので無機性のものと有機性のものがある。汚濁の有力な指標の一つである。	
汚濁負荷量原単位	人間、工場及び家畜などの発生源別の汚濁負荷量を求めるために必要なもので、それぞれの発生源の単位当たりが排出する汚濁負荷量をいう。例えば、人間1人の1日当たりの排出汚濁物の量などである。	
汚泥	水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿、堆積し泥状になったものをいう。	
汚泥濃縮槽	汚泥の含水率を下げ体積を減少させるために設けるタンクをいう。汚泥の濃縮方法には重力式、浮上式、遠心力式等がある。	
汚泥消化槽	汚泥中の有機物を分解して無機物化するためのタンクをいう。その形式には加温式と無加温式、また一段消化と多段消化がある。	
汚泥処理	汚泥を濃縮、消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却等により汚泥量を減少、安定化、無害化させることをいう。	
汚泥処分	処理された汚泥を埋立(焼却灰)又は緑農地還元、建設資材、土壌改良剤等の有効利用などにより最終的に処分することをいう。	
(カ行)		
活性汚泥法	下水に空気を吹き込むと好気性菌の作用により吸収能力が大きく沈殿性の良好な汚泥が生じる。この活性汚泥を用いて下水を処理する方法をいい、一般的な標準活性汚泥法のほか、ステップエアレーション法、長時間エアレーション法等の各種変法がある。	
起債充当率	地方債の同意又は許可にあたって各地方負担額等に対し一定率により起債発行額の限度を定めたもので、地方債の許可方針により定められている。	
計画汚水量	下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場、処理場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量をいう。	
計画人口	下水道計画の目標年次において処理対象とする人口をいう。	
計画目標年次	計画の目標とすべき年次をいうが、下水道計画の場合は、施設の耐用年数、建設期間がかなり長期にわたることなどから原則として20年後としている。	
下水	汚水(生活若しくは事業(耕作事業を除く)に起因し、若しくは附随する廃水)又は雨水をいう。	下水道法第2条第1号
下水道	下水を排除するために設けられた管渠、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(し尿浄化槽を除く)又は、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、その他の施設の総体をいう。	
下水道事業計画の策定	公共下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者は都道府県知事に協議し、事業計画を定めなければならない。 流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者は、国土交通大臣に協議し事業計画を定めなければならない。	下水道法第4条、第25条の23
下水道使用料	下水道の維持管理費等を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量や水質に応じて徴収される。	下水道法第20条
下水道法	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共水域の水質の保全に資することを目的とする法律。	昭和33年法律第79号

名 称	説 明	備 考
公共下水道	主として、市街地の雨水を速やかに排除し、又汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道で、普通下水道といえれば公共下水道を意味することが多い。	下水道法第2条第3号
合流式下水道	汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で古くから下水道事業を行っている都市で採用されているが、最近では分流式が主流となっている。	
コンポスト（たい肥）	有機利用のために、脱水ケーキを好気性発酵させ安定化したもの。	
（サ行）		
最終沈殿池（終沈）	ばっ気槽（エアレーションタンク）、散水ろ床等からの流出水を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。	
最初沈殿池（初沈）	微細な浮遊物をできるだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。	
COD （化学的酸素要求量）	主として水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウム等）によって酸化するのに要する酸素量をmg/Lで表わしたもので、水質汚濁の重要な指標の一つである。	
市街化区域	都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域に分け、前者を市街化区域という。	
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及び及びこれを補完する施設をいう。通称として下水処理場といわれることもある。	
受益者負担金 （受益者分担金）	国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、当該事業により特別の利益を受ける者に対して、その受益を限度として強制的に課徴される負担金をいう。	都市計画法第75条 地方自治法第224条
焼却炉	脱水ケーキを焼却させて、ケーキ内の有機分や水分を除去し、無機分としての灰にかえることにより質量の軽減をはかる設備で多段式焼却炉や流動式焼却炉等の種類がある。	
除害施設	事業者等が下水道に汚水を排除する場合、下水道の処理などに障害を及ぼすおそれのある汚水は、あらかじめ事業者が、下水道への排水許容基準まで処理しなければならない。この処理施設を除害施設という。	
処理区域	排水区域の内、排除された汚水を終末処理場で処理することが可能な区域をいう。（この区域内の者は3年以内に便所を水洗化しなければならない。）	
処理区域内人口	供用開始公示済区域内の人口。	
水質汚濁防止法	公共用水域の汚濁の防止を図ることを目的とした法律で、特定事業場から公共用水域への排出水の規制等を行っている。	昭和45年法律第138号
水質環境基準	環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し（健康項目）、及び生活環境を保全する（生活環境項目）うえで維持することが望ましい基準として政府が定めるものをいう。	環境基本法第16条
水洗化人口	処理区域内人口のうち、水洗化を完了している人口。	
整備区域	排水区域のうち、下水道整備が完了した区域をいう。	
汚水適正処理構想	都道府県が施設の維持管理まで含めた長期的、総合的視野から最適な下水処理のあり方を検討するために、都道府県が当該行政区域の全域を対象として下水道の整備区域、整備手法（下水道類似施設を含む）、整備スケジュール等を定める。	
総量規制	53年の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により導入されたもので、従来の排出水の汚濁濃度規制に対し、濃度×排水量の汚濁負荷量により規制する方式。	水質汚濁防止法第4条の5

名 称	説 明	備 考
(夕行)		
脱水機	主に、濃縮槽、消化槽から排出された汚泥の含水率を下げるために設けられる固液分離装置で真空脱水、加圧脱水、遠心脱水、ベルトプレス等の機種がある。	
脱水ケーキ	脱水された、ケーキ状の汚泥をいう。	
沈砂池	流速を緩めて下水中の土砂などを沈殿させるための池をいい、通常、ポンプ施設の前に設けるものをいう。	
DO (溶存酸素)	水中に溶解している酸素量をいう。水が清純であるほど飽和量に近く含有される。逆に汚染された水中では消費量が多いのでその含有量は少なく零の場合もある。	
特定環境保全公共下水道	公共下水道の一種であるが、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは、湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道である。	
特定施設	水質汚濁防止法による排水規制の対象となる施設で、具体的には同法施行令で指定されている。下水道法上も、特定施設を設置する事業場(特定事業場)から下水を排除する者は、直罰、改善命令等による規制の対象となっている。	
都市計画区域	都市計画は、普通都道府県が指定した区域について、土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等を計画するものであり、この区域を都市計画区域という。	
都市計画決定	都市計画法の規定により、下水道施設(公共下水道、流域下水道、都市下水路)の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定めることをいう。	
都市計画事業認可	都市計画法による都道府県知事(市町村施行の場合)、国土交通大臣(都道府県施行の場合)の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業認可を受けた事業に対し与えられ、事業地、設計の概要、事業施行期間等の事業計画を決定するものである。	
都市計画税	都市計画事業に要する経費に充てるため市町村が賦課する目的税であり、課税客体は土地及び建物、課税標準はその価格、税率は制限率0.3%の範囲内で市町村が定める。	地方税法第702条
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手順、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。	昭和43年法律第100号
都市下水路	市街地における雨水及び雑排水を排除するための下水道で、その構造は原則として開渠である。(ポンプ場が附随する場合もある。)公共下水道事業が当面行われない区域で、浸水防止のため、雨水排水路を設置する必要がある場合などに採用される。	下水道法第2条第5項
(ナ行)		
ノルマルヘキサン抽出物質	ノルマルヘキサンによって抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼすことから下水道への排出が規制されている。	
(ハ行)		
排水区域	公共下水道により雨水及び汚水を排除することができる区域をいう。(この区域内の者は遅滞なく排水設備を設けなければならない。)	
ばっ気 (エアレーション)	下水または下水と活性汚泥との混合液に対して必要な酸素の供給、混合等をするために空気吹き込みまたは機械による混合等を行うことをいう。	
ばっ気槽 (エアレーションタンク)	活性汚泥法で下水と活性汚泥の混合液を空気に接触させるタンクをいう。	
pH (水素イオン濃度)	液体の酸性、アルカリ性(塩基性)の程度を表わすのに用いる。「水素イオン濃度指数」のことであり、下水道の適切な維持管理するための指標の一つである。	

名 称	説 明	備 考
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の好気性微生物が分解可能性物質を分解するのに必要な溶存酸素量をmg/Lで表わしたもので、水質汚濁の重要な指標の一つである。	
標準活性汚泥法	活性汚泥を用いて下水を処理する方法のうち、標準的な方法をいう。	
普及率	下水道の整備状況を表わす指標として、用いられている。普及率には面積普及率(市街地面積に対する管渠整備面積普及率)及び処理人口普及率(行政人口に対する下水道処理区域内人口の割合)等があるが、現在ではもっぱら処理人口普及率が使用されている。	
分流式下水道	汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。	
(ヤ行)		
横出し排水基準	水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、地方公共団体の条例により、規制対象とされた物質または項目にかかる排水基準をいう。	
(ウ行)		
流域関連公共下水道	流域下水道に接続するもので、独自の終末処理場を必要としない公共下水道をいう。	
流総計画 (流域下水道整備総合計画)	河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、水域ごとに策定する下水道整備に関する総合的な基本計画。	

4 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 会社の概要

ア. 設立年月日 平成 25 年 4 月 1 日 (昭和 56 年 8 月 1 日当初設立)

イ. 事務所所在地

①主たる事務所

広島市南区向洋沖町 1 番 1 号 (太田川流域下水道東部浄化センター内)

②従たる事務所

福山市箕沖町 106 番地 (芦田川流域下水道芦田川浄化センター内)

三原市円一町一丁目 2 番 1 号 (沼田川流域下水道沼田川浄化センター内)

ウ. 基本財産 79,000 千円

内 訳	千円
広島県	39,500
府中町	1,416
府中市	1,865
広島市	20,375
東広島市	103
福山市	12,635
坂町	426
三原市	1,397
海田町	917
熊野町	366

エ. 設立目的

公社は、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うことを目的とする。

(2) 事業の内容

- ア. 下水道に係る水質管理に関すること。
- イ. 下水道技術者の育成に関すること。
- ウ. 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究に関すること。
- エ. 下水道知識の普及及び啓発に関すること。
- オ. 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理に関すること。
- カ. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

(3) 役員

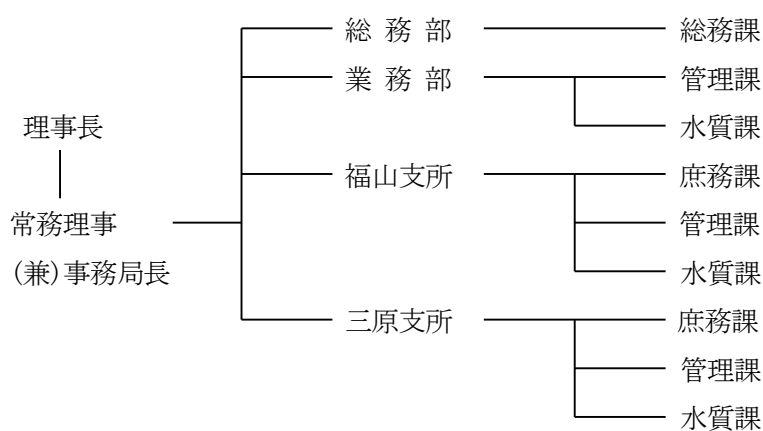
(令和 6 年 6 月 4 日現在)

役職名	氏名	現職名
代表理事	上 仲 孝 昌	理事長
業務執行理事	富 田 巖 穂	常務理事 (兼) 事務局長
理 事	吉 田 隆 行	坂町長
〃	寺 尾 光 司	府中町長
〃	稲 岡 崇	福山市上下水道局経営管理部長
〃	信 重 栄 治	三原市都市部長
〃	堂 森 憲 治	熊野町建設農林部長
〃	前 延 国 治	東広島市副市長

役職名	氏名	現職名
理事	小田 憲吾	広島市下水道局管理部長
〃	前岡 秀紀	広島県上下水道部流域下水道課長
〃	平野 勝与	府中市副市長
〃	竹野内 啓佑	海田町長
監事	沖 克哉	三原市会計管理者
〃	甚田 温子	福山市会計管理者
〃	末政 直美	広島市会計管理者

(4) 組織の概要

ア. 組織図



イ. 職員数 (理事長・常務理事を除く)

総数	36人
内訳	広島県下水道公社 (東部浄化センター) 15人
	福山支所 (芦田川浄化センター) 11人
	三原支所 (沼田川浄化センター) 10人

5 県内下水道事業実施関係機関の機構等

(1) 県の機構

(令和6年4月現在)

名称	郵便番号	所在地	課名	電話番号
土木建築局 都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町10-52 県庁北館5階	下水道公園グループ	082-513-4142
上下水道部 流域下水道課	730-8511	広島市中区基町10-52 県庁南館2階	施設整備グループ 管理グループ	082-513-4352 082-513-4354

(2) 下水道公社

(令和6年4月現在)

名称	郵便番号	所在地	課名	電話番号
(公財)広島県下水道公社	734-0056	広島市南区向洋沖町1-1	総務課・管理課・水質課	082-286-8200
(公財)広島県下水道公社 福山支所	721-0956	福山市箕沖町106	庶務課・管理課・水質課	084-954-2733
(公財)広島県下水道公社 三原支所	723-0015	三原市円一町一丁目2-1	庶務課・管理課・水質課	0848-67-6585

(3) 市町の機構

(令和6年4月現在)

市町名	郵便番号	所在地	部局名	課名	電話番号
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6-34	下水道局	経営企画課	082-504-2403
				河川防災課	082-504-2377
			下水道局 施設部	計画調整課	082-504-2406
				管路課	082-504-2418
				施設課	082-504-2419
	730-0054	広島市中区南千田東町7-1	下水道局 管理部	管理課	082-241-8259
				維持課	082-241-9223
				千田水資源再生センター	082-241-8256
				江波水資源再生センター	082-232-6820
				旭町水資源再生センター	082-255-4940
			西部水資源再生センター	082-277-8481	
【安佐南区】	731-0193	広島市安佐南区古市一丁目33-14	農林建設部	地域整備課	082-831-4561
【安佐北区】	731-0292	広島市安佐北区可部四丁目13-13	農林建設部	地域整備課	082-819-3950
【安芸区】	736-8501	広島市安芸区船越南三丁目4-36	農林建設部	地域整備課	082-821-4941
【佐伯区】	731-5195	広島市佐伯区海老園二丁目5-28	農林建設部	地域整備課	082-943-9756
呉市	737-0051	呉市中央六丁目2-9	上下水道局 経営総務部	上下水道総務課	0823-26-1609
				経営企画課	0823-26-1604
				営業課	0823-26-1615
	737-0831	呉市光町3-4	上下水道局 技術部	下水建設課	0823-25-3429
				下水施設課	0823-25-3438
竹原市	725-8666	竹原市中央4丁目8-17	建設部	下水道課	0846-22-7751

(令和6年4月現在)

市町名	郵便番号	所在地	部局名	課名	電話番号
三原市	723-8601	三原市港町三丁目5-1	都市部	下水道整備課	0848-67-6124
尾道市	722-0046	尾道市長江三丁目6-52	上下水道局	下水道課(下水道工務係)	0848-29-6250
				下水道課(下水道施設係)	0848-47-5111
				経営総務課(経営管理係)	0848-29-3411
福山市	720-8526	福山市古野上町15-25	上下水道局 経営管理部	上下水道総務課	084-928-1530
				財務経営課	084-928-1524
				お客様サービス課	084-928-1528
	720-0004	福山市御幸町中津原158	上下水道局 工務部	上下水道計画課	084-928-1090
				管路整備課	084-928-1508
				管路維持課	084-928-1510
720-0004	福山市御幸町中津原158	上下水道局 施設部	施設整備課	084-955-1180	
			水づくり課	084-955-1142	
府中市	726-0022	府中市用土町440-1		下水道課	0847-43-7163
三次市	728-0021	三次市三次町501	建設部	下水道課	0824-62-6107
庄原市	727-8501	庄原市中本町一丁目10-1	環境建設部	下水道課	0824-73-1175
	729-5121	庄原市東城町川東1175	東城支所	産業建設室	08477-2-5141
	729-3703	庄原市総領町下領家280-1	総領支所	地域振興室	0824-88-3065
	727-0301	庄原市比和町比和1119-1	比和支所	地域振興室	0824-85-3003
大竹市	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	上下水道局	工務課	0827-59-2194
				業務課	0827-59-2193
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	下水道部	下水道管理課	082-420-0957
				下水道建設課	082-420-0958
				下水道施設課	082-420-0403
廿日市市	738-0033	廿日市市串戸五丁目10-15	建設部	下水道経営課	0829-32-5481
	738-0292	廿日市市津田1989	佐伯支所	下水道建設課	0829-32-5484
	739-0505	廿日市市宮島町1162-18	宮島支所	建設グループ	0829-72-1119
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	建設部	建設グループ	0829-44-2004
江田島市	737-2193	江田島市江田島町中央一丁目1-1	土木建築部	下水道課	0826-47-1204
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	町民生活部	下水道課(総務係)	082-286-3186
				下水道課(工務係)	082-286-3187
				下水道課(設備係)	082-286-3189
海田町	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17	建設部	上下水道課	082-823-9214
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	建設農林部	下水道課	082-820-5609
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1	建設部	都市計画課	082-820-1513
安芸太田町	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1		建設課	0826-28-1963
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田1234		環境生活課	0826-72-7365
大崎上島町	725-0301	豊田郡大崎上島町中野2067-1		下水道課	0846-64-3513
世羅町	722-1114	世羅郡世羅町大字東神崎351		上下水道課	0847-22-1189

(4) 処理場所在地等

(令和6年4月現在)

管理者名	名称	郵便番号	所在地	電話番号	備考
広島県	東部浄化センター	734-0056	広島市南区向洋沖町1-1	082-286-8200	
	芦田川浄化センター	721-0956	福山市箕沖町106	084-954-2733	
	沼田川浄化センター	723-0015	三原市円一町一丁目2-1	0848-67-6585	
広島市	千田水資源再生センター	730-0055	広島市中区南千田西町11-3	082-241-8256	
	江波水資源再生センター	730-0831	広島市中区江波西一丁目15-54	082-232-6820	
	旭町水資源再生センター	734-0003	広島市南区宇品東四丁目2-27	082-255-4940	
	西部水資源再生センター	733-0831	広島市西区扇一丁目1-1	082-277-8481	
	和田水資源再生センター	738-0601	広島市佐伯区湯来町大字和田293	082-276-5362	都市整備公社
呉市	新宮浄化センター	737-0831	呉市光町3-4	0823-25-3438	
	広浄化センター	737-0134	呉市広多賀谷三丁目10-1		職員非常駐 (新宮浄化センター)
	川尻浄化センター	729-2604	呉市川尻町小仁方一丁目5-1		
	安浦浄化センター	729-2516	呉市安浦町中央八丁目1-37		
	赤石浄化センター	737-0402	呉市蒲刈町大浦字赤石44		
	天応浄化センター	737-0875	呉市天応大浜三丁目5-4		
	本浦浄化センター	737-1377	呉市倉橋町字前宮ノ浦451-2		
	音戸北部浄化センター	737-1217	呉市音戸町渡子一丁目10-106		
	倉橋中央浄化センター	737-1377	呉市倉橋町字小宇和木5906-3		
竹原市	竹原浄化センター	725-0012	竹原市下野町吉良崎1198-16	0846-22-7751	
三原市	和木浄化センター	729-1321	三原市大和町和木1117-1	0847-34-2781	
尾道市	尾道市浄化センター	722-0051	尾道市東尾道19-1	0848-47-5111	
	御調町中央浄化センター	722-0316	尾道市御調町花尻1	0848-47-5111	尾道浄化センター
	御調町東部浄化センター	722-0322	尾道市御調町三郎丸1122-4	0848-47-5111	尾道浄化センター
福山市上下水道局	松永浄化センター	729-0114	福山市柳津町一丁目10-1	084-955-1154	福山市上下水道局
府中市	上下水質管理センター	729-3431	府中市上下町上下2542-4	0847-62-4629	
三次市	三次水質管理センター	728-0025	三次市粟屋町2627	0824-64-8010	
	三良坂水質管理センター	729-0022	三次市三良坂町長田1817		0824-62-6107 三次市下水道課
	安田浄化センター	729-4203	三次市吉舎町安田3359-1		
	灰塚水質管理センター	729-4304	三次市三良坂町三良坂10037-59		
	吉舎浄化センター	729-4204	三次市吉舎町三玉764-1		
	甲奴水質管理センター	729-4105	三次市甲奴町梶田1949-1		
布野水質管理センター	728-0202	三次市布野町下布野10137-3			
庄原市	庄原浄化センター	727-0013	庄原市西本町四丁目514	0824-73-0370	
	東城浄化センター	729-5121	庄原市東城町川東807	08477-2-5450	
	総領浄化センター	729-3721	庄原市総領町稲草618-2	0824-88-3065	総領支所
	比和浄化センター	727-0312	庄原市比和町木屋原521-2	0824-85-3003	比和支所
大竹市上下水道局	大竹下水処理場	739-0601	大竹市東栄三丁目2-2	0827-59-2194	市役所
東広島市	東広島浄化センター	739-0036	東広島市西条町田口100-1		082-425-2281 東広島浄化センター (職員非常駐: 下水道施設課 082-420-0403)
	黒瀬水質管理センター	739-2616	東広島市黒瀬町兼広200		
	安芸津浄化センター	739-2403	東広島市安芸津町風早3245-44		
	福富浄化センター	739-2303	東広島市福富町久芳90-4		
	豊栄浄化センター	739-2316	東広島市豊栄町安宿4437-1		
廿日市市	宮島水質管理センター	739-0588	廿日市市宮島町1171-3	0829-44-2877	
	大野浄化センター	738-0443	廿日市市沖塩屋四丁目4-100	0829-54-2359	
	廿日市浄化センター	738-0033	廿日市市串戸一丁目20-1	0829-32-9862	
	友和浄化センター	738-0202	廿日市市峠1715	0829-40-0721	0829-32-9861 (市下水道課維持管理係)
	吉和水質管理センター	738-0301	廿日市市吉和3697	0829-77-2815	0829-32-9861 (市下水道課維持管理係)
安芸高田市	吉田浄化センター	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1489-32	0826-47-1040	
	八千代浄化センター	731-0302	安芸高田市八千代町勝田335	0826-52-3041	
	向原浄化センター	739-1203	安芸高田市向原町長田25-1	0826-46-2344	
	甲田浄化センター	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1543-1	0826-45-7048	
江田島市	江田島中央浄化センター	737-2126	江田島市江田島町津久茂一丁目7-6	0823-42-1407	
	中田浄化センター	737-2303	江田島市能美町高田4038-1		0823-42-3911 職員非常駐 (市役所)
	大柿浄化センター	737-2214	江田島市大柿町深江3355-1		
	切串浄化センター	737-2111	江田島市江田島町幸ノ浦一丁目25-10		
	鹿川浄化センター	737-2302	江田島市能美町鹿川201-6		
加計浄化センター	731-3501	山県郡安芸太田町大字加計字香草873-1	0826-22-1113	加計支所	
安芸太田町	筒賀水質管理センター	731-3702	山県郡安芸太田町大字筒賀字砂ヶ原415	0826-32-2123	筒賀支所
	横川浄化センター	731-3801	山県郡安芸太田町大字横川字二軒古屋855-2		0826-28-1963 役場
	上殿浄化センター	731-3664	山県郡安芸太田町大字上殿字欒2237-4		
	柴木浄化センター	731-3813	山県郡安芸太田町大字柴木龍川1797-3		
	千代田浄化センター	731-1515	山県郡北広島町壬生737-1	0826-72-6790	
北広島町	大朝浄化センター	731-2104	山県郡北広島町大朝1524-4	050-5812-8001	大朝支所
	新庄浄化センター	731-2102	山県郡北広島町岩戸2743		
	大崎上島町	大崎浄化センター	725-0301	豊田郡大崎上島町中野1552	0846-64-3513
世羅町	甲世浄化センター	729-3302	世羅郡世羅町大字川尻104-3	0847-22-1532	0847-22-1189(役場)

6 デザインマンホール

マンホールカード

ご存知ですか？

「マンホールカード」は、「下水道広報プラットフォーム(GKP)」(事務局：(公社)日本下水道協会)が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムです。

平成28年4月1日に第1弾が配布開始されてから、令和6年12月20日より配布開始の第24弾まで展開され、現在では1,113種724自治体・団体にまで輪は広がっています。(在庫はGKPのHP経由で各自治体のHP上で確認してください)

なお、広島県内では24種類11自治体で配布しています。(在庫切れの場合もありますのでご注意ください。)

- 《広島市》**
【第1弾】 大州雨水貯留池
！注意！ 施設を見学された方に配布
【第18弾】 広島駅総合案内所
【第19弾】 広島市平和記念公園 レストハウス
【第20弾】 広島港総合案内所
【第22弾】 広島駅南口地下広場案内所
【第23弾】 広島市中央老人福祉センター
【第24弾】 広島市三篠公民館
- 《安芸高田市》**
【第12弾】 道の駅三矢の里あきたかた (安芸高田市市観光協会)
【第13弾】 道の駅北の関宿安芸高田
【第14弾】 神楽門前湯治村「かむくら座」
- 《東広島市》**
【第3弾】 東広島市観光案内所
【第9弾】 レストラン豊栄くらす
- 《廿日市市》**
【第7弾】 廿日市市 中央市民センター
- 《熊野町》**
【第24弾】 熊野町観光案内所 筆の駅
- 《坂町》**
【第7弾】 坂町町民センター
- 《呉市》**
【第5弾】
 ①呉市入船山記念館
 ②街カド市民ギャラリー-90
！注意！ ①と②の配布カードは異なります
- 《竹原市》**
【第5弾】 たけはら 海の家
【第10弾】 道の駅たけはら 観光情報
- 《三原市》**
【第4弾】 うきしろロビー
【第6弾】 道の駅 みはら神明の里
- 《府中市》**
【第21弾】 府中市観光協会
- 《福山市》**
【第2弾】 ※広島県流域下水道 芦田川流域下水道浄化センター
【第17弾】 福山観光案内所

☆各配布時間は異なります。訪問前に、下記HPにて詳細をご確認いただくようお願いいたします。
 下水道広報プラットフォーム(GKP)のホームページ(<http://www.gk-p.jp/mhcard.html>)
 ☆事前予約や郵送での取り扱いはいりません。配布は1人1枚となります。

【おもて面】





【うら面】









ぜひ、集めて
みて下さい！







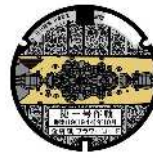
6 デザインマンホール

広島県(流域下水道)				
				
作成経緯等 県の木である「モミジ」をデザイン		伝統漁法である、瀬の浦の「鯛網」をモチーフにデザイン		

広島市				
カープ坊や	折り鶴	かもめ	紅葉	かよこバス
				
作成経緯等 良好な都市景観の形成や下水道のイメージアップを目的に2007年(平成19年度)から広島市の陸の玄関口である広島駅や広島東洋カープのホームグラウンドであるマツダスタジアム周辺など5つの地区で設置。マンホール蓋の模様は、設置する地区の特性やイメージにふさわしいデザインを、広島市立大学と連携し、学生が作成				

広島市				
西国街道				
				
作成経緯等 ひろしま都心活性化プランのうち、楕円形の都心づくりにおける歩行環境を整備の一環として、また、浅野氏広島城入城400年記念事業のうち西国街道に設置した歴史・文化の発信の一つとして、西国街道をモチーフとしたデザインマンホールをふたまき、学・民が連携し、制作・設置を行った。				

呉市				
				寄贈蓋
作成経緯等 大和ミュージアム10周年を記念して作成		呉市の観光振興等を目的に、一般社団法人から寄贈を受けた		呉市の観光振興等を目的に、一般社団法人が企業に募集をして寄贈 無着色の蓋もある

呉市				
寄贈蓋	寄贈蓋	寄贈蓋	寄贈蓋	寄贈蓋
				
作成経緯等 呉市の観光振興等を目的に、一般社団法人から寄贈を受けた		呉市の観光振興等を目的に、一般社団法人が企業に募集をして寄贈 無着色の蓋もある		呉市の観光振興等を目的に、一般社団法人が企業に募集をして寄贈


呉市				
寄贈蓋	寄贈蓋	呉焼きデザインマンホール	旧倉橋町	旧川尻町
				
作成経緯等 呉市の観光振興等を目的に、一般社団法人が企業に募集をして寄贈		広島県の観光振興を目的に、広島県内12の市町に企業が寄贈した。呉市のご当地お好み焼き「呉焼き」と、呉市のキャラクター「呉氏」がデザインされている。	旧倉橋町において遣唐使船が建造されていたため	旧川尻町の町の花「ツツジ」を図案化したため

6 デザインマンホール






呉市				
旧安浦町	旧豊浜町	旧豊町	旧下蒲刈町	旧蒲刈町
				
作成経緯等 旧安浦町の町の花「サクキ」を図案化	市町村合併前の豊浜町により作成	市町村合併前の豊町により作成	市町村合併前の下蒲刈町により作成	市町村合併前の蒲刈町により作成

竹原市					
		アニメ「たまゆら」	アニメ「たまゆら」		
					
作成経緯等 「市民に親しみをもてる下水道」をスローガンとして、市の下水道事業開始に合わせ、特色のあるまちづくりの一環として作成		竹原市の特性を生かした、市民に親しみをもてる下水道をめざすため	アニメ「たまゆら」の舞台となった竹原は、「訪れてみたい日本のアニメの聖地巡礼」に選定され、多くの観光客が訪れているが、その恩恵の意味も込めて「たまゆら」に登場するキャラクターを採ったデザインマンホール蓋を作成した。	アニメ「たまゆら」の舞台となった竹原は、「訪れてみたい日本のアニメの聖地巡礼」に選定され、多くの観光客が訪れている。その恩恵の意味も込めて「たまゆら」に登場するキャラクターを採ったデザインマンホール蓋を作成した。今回はその数少ない、デザインマンホール蓋を採るが、市中の観光名所を巡って設置する観光名所を発信することを期待している。	

三原市				
三原市やっさ1	三原市やっさ2(小口径)	瀬戸内三原築城450年記念	ミハリンとタコじい	
				
作成経緯等 三原の魅力伝えるため。毎年夏に行われるやっさ踊りをイメージ		瀬戸内三原築城450年事業を盛り上げるため	広島三原の魅力伝えるため。毎年夏に行われるやっさ踊りをイメージし、三原市出身のアニメーターのウシロシジ氏がデザインした「朝えき」。	市制施行100周年を記念して設置。市内の観光名所などをあしらい、市民や観光客に本市の魅力を発信していく

三原市				
三原焼きデザインマンホール				
				
作成経緯等 総業100周年を迎えた県内企業から三原のお好み焼きをイメージしたデザインマンホールの寄贈を受けた。				

福山市				
鞆の浦	福山城	福山城	明王院	カーブ坊や福山城
				
作成経緯等 市制施行100周年を記念して設置。市内の観光名所などをあしらい、市民や観光客に本市の魅力を発信していく	市制施行100周年を記念して設置。市内の観光名所などをあしらい、市民や観光客に本市の魅力を発信していく			福山城築城400年記念

府中市				
				府中焼きデザインマンホール
				
作成経緯等 公共下水道事業の推進のため府中市の「さつき、三郎の滝、オオムラサキ」をデザインに使用		旧上下町の花「あやめ」をデザインに使用		府中市のご当地グルメ「備後府中焼き」と、マスコットキャラクター「ミンチュー」をデザインに使用

6 デザインマンホール


三次市				
三次市型	吉舎型	三良坂	甲奴型	布野型
				
作成経緯等 三次市の輪鯛をイメージ		旧吉舎町の花であった「梅」を圖案化したもの	三良坂町の花であった「菊」を圖案化したもの	一般公募により平和の象徴であるハトをデザイン
小・中学生から当時の布野村をイメージしたデザインを公募し作成				

三次市				
布野型	布野型	布野型	布野型	布野型
				
作成経緯等 小・中学生から当時の布野村をイメージしたデザインを公募し作成				

三次市				
布野型	布野型	三次唐面焼		
				
作成経緯等 小・中学生から当時の布野村をイメージしたデザインを公募し作成		オタフクソース㈱創業100周年を記念してご当地お好み焼き「三次唐麵焼」をデザインしたマンホールを製造され寄贈いただいた。		


庄原市				
庄原1号マンホール	東城1号マンホール	比和1号マンホール	総領1号マンホール	
				
作成経緯等				

東広島市				
旧東広島市	旧黒瀬町	旧安芸津町	旧河内町	旧福富町
				
作成経緯等 市の花「ツツジ」、市の木「松」、「鉛筆」と「万年筆」で学園都市をデザイン		「桜」をデザイン	「ピワ」、「ジャガイモ」、「ジャガイモの花」をデザイン	「ツツジ」、「鮎」をデザイン
「わにぶちの滝」、「ツクシヤクナゲ」をデザイン				

東広島市				
旧豊栄町	酒蔵通り			
				
作成経緯等 「オオサンショウウオ」、「ツツジ」、「松」をデザイン		酒蔵通りに設置するマンホール蓋のデザインを公募し、660作品の応募から、最優秀賞を選考		


6 デザインマンホール



廿日市市				
廿日市地域	大野地域	佐伯地域	吉和地域	宮島地域
				
作成経緯等				
瀬戸内海をバックに廿日市市の名産品である牡蠣をデザイン	旧大野町の名所である妹背の滝をデザイン	旧佐伯町は錦鯉の養殖が盛んであったため、町の花である「さつき」の周りを錦鯉が優雅に泳いでいる様子をデザイン	「緑と清流の里・よしわ」のキャッチコピーに、村の花である「蓮華つつじ」、中心には、清流で育った山女をデザイン	旧宮島町の木である「もみじ」の葉をデザイン

廿日市市				
				
作成経緯等				
1921年に廿日市市で製造が始まったけん玉の技のひとつである「世界一周」を表現したもの。JR廿日市駅南側の「けん玉商店街」に設置。				



安芸高田市				
吉田処理区	八千代処理区	甲田処理区	向原処理区	
				
作成経緯等				
毛利元就の三矢の訓を表す町章を中央に、町花ツツジと町木モクセイを配し、周囲は指定史跡である郡山城を表現	中央に土師ダムに浮かぶヨットを、周辺に町花の「さくら」をデザイン	中央に土師ダムに浮かぶヨットを、周辺に町花の「さくら」をデザイン	中央に町章を、周辺に町花の「花しょうぶ」をデザイン	


江田島市				
旧江田島町	旧大橋町	旧沖美町		
				
作成経緯等				
江田島町の町の花である「桜」をモチーフにデザイン	みかん栽培が盛んであることからみかんをモチーフにデザイン	沖美町の町の花である「コスモス」と鳥から望む海の景色をデザイン		

府中町				
				
作成経緯等				
中央に町の花である「ヤブツバキ」をデザイン				

海田町				
				
作成経緯等				
1988年(昭和63年度)から親しみのある花であり、町花でもある「ひまわり」をモチーフにして設置				


6 デザインマンホール

熊野町				
	ふわふわ納豆焼きデザインマンホール 			
<p>作成経緯等 マンホール蓋のデザインについて公募し、熊野町の伝統工芸品である熊野筆をモチーフにしたデザインを採用</p> <p>オタフクソース株式会社創業100周年を記念してご当地お好み焼きをデザインしたマンホールを製造され寄贈いただいた。</p>				

坂町				
				
<p>作成経緯等 坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」づくりをめざし制定された町の花「あさがお」町の木の「梅」町の鳥の「メジロ」をデザイン</p>				

安芸太田町				
旧戸河内町 	旧筒賀村 	旧加計町 		
<p>作成経緯等 観光地の「三段峡」町花・町木の「紫陽花」と「紅葉」特産品の「鮎」をデザイン</p> <p>観光地の「龍頭峡」町花・町木の「ツクシヤクナゲ」「銀杏」、村有林をデザイン</p> <p>吉水園の「モリアオガエル」、町章をデザイン</p>				

北広島町				
旧加計町 	旧千代田町 	旧大朝町 		
<p>作成経緯等 旧千代田町の町章を中心にして町花「サツキ」をデザイン</p> <p>旧千代田町の町花「サツキ」と町木「キンモクセイ」をデザイン</p> <p>旧大朝町の町木 旧大朝町に生息する国の天然記念物「テングシデ群落」をデザイン</p>				

大崎上島町				
				
<p>作成経緯等 町民からデザインを募集し、選定</p>				

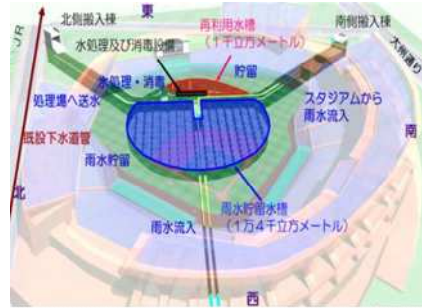
7 広島県にある下水道施設の紹介

(1) 大州雨水貯留池

- ①施工場所: MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島のグラウンド地下部分(広島市南区南蟹屋2丁目3番)
- ②形状: 外径φ100.0m×高さ5.35m
(グラウンド地表面から2.25m下にあります。)
- ③水槽容量: 浸水対策用貯留槽 14,000m³ (25mプール約38杯分※)
雨水再利用原水槽 1,000m³
再利用処理済水槽 300m³
※25mプール容積は25m×10m×1.5mの場合で算出
- ④施設概要: 広島駅周辺地域(約52ha)の浸水被害の軽減を図るため、マツダスタジアム建設に合わせて、スタジアムのグラウンド地下に雨水貯留池(雨水を一時的に貯める施設)を整備し、平成21年度から運用しています。
また、球場内に降った雨水を貯め、グラウンド(天然芝)への散水やトイレ用水及び周辺のせせらぎ水路に再利用しており、環境にも優しい球場づくりに貢献しています。



© MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島 ©



★透過図 大州雨水貯留池



≡ せせらぎ水路 ≡



↑ 貯留池内部 ↓

(2) 西条1号雨水幹線

- ①施工場所: 東広島市役所東側～黒瀬川と中川の合流地点まで
- ②総延長: L=1,098m
(ア)シールド管渠 直径φ3.75m L=629m
(イ)シールド管渠 直径φ2.20m L=292m
(ウ)シールド管渠 直径φ1.65m L=16m
(エ)ボックスカルバート 2.0～5.0m×2.0m L=161m
- ③排水能力: 16m³/s
- ④施設概要: 東広島中心市街地付近の浸水を防ぐことを目的として、平成21年度に建設開始し、平成27年度末に完成しました。地下に設置した管渠内を経由し、黒瀬川の水位が下がると放流される仕組みとなっています。



○ シールド管渠 直径φ3.75m

※現在は供用開始しているので、写真内の仮設物は撤去済みです。



○ シールド管渠 直径φ2.20m

8 下水道の施工方法

(1) 開削工法

地表面から下に溝を掘り、計画の深さに下水道管（パイプ等）を設置し、埋め戻す工法です。
比較的浅い下水道管（パイプ等）を設置する場合によく用いる工法です。

(2) 開削工法の流れ

① 舗装の取り壊し

あらかじめ切目を入れている舗装版を取り壊します。



⑤ 埋戻し

土砂の締固めを繰り返します。



② 機械掘削

バックホウ（建設機械）を使用し、地表面へ溝を掘ります。



⑥ 埋戻し

道路陥没等が無いよう十分な締固めを行います。



③ 管設置

安全の確保をし、計画の高さに管を設置します。



⑦ 仮舗装

アスファルト舗装を施します。



④ 埋戻し

土砂を埋戻し、機械を使用し締固めます。



⑧ 完成

本日の作業終了。（下水管設置距離 L=8.0m）



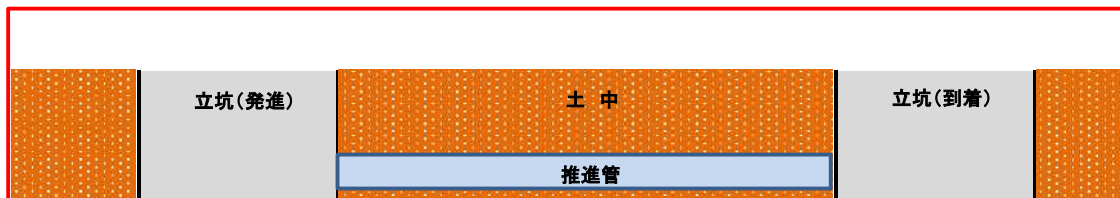
(3) 推進工法

開削工法では施工が困難な深い位置に下水道管（パイプ等）を設置する場合などに用いる工法です。専用の機械（推進機）により、横方向に下水道管を押し込みます。

(4) 立坑工法

推進工法を行うための垂直方向に掘る縦穴（以下、立坑）です。立坑内は、鋼製の土留材で土砂の崩壊防止措置を施します。立坑は、推進工法の発進側と到達側に設置し、発進側から推進し、到達側まで下水道管（パイプ等）を押し込みます。下水道管（パイプ等）の設置後、立坑内にマンホール（下水道管の点検や清掃等を行うための施設）を設置して埋戻します。

※ 推進工法、立坑工法 イメージ図



(5) 推進工法及び立坑工法の流れ

①土留材建込み

専用の建設機械を使用し、土留材を建て込みます。



②機械掘削

土留材内部を掘ります。



③推進開始

機械を設置し推進を開始します。



④推進到達

発進立坑から推進管が到達しました。



⑤マンホール設置

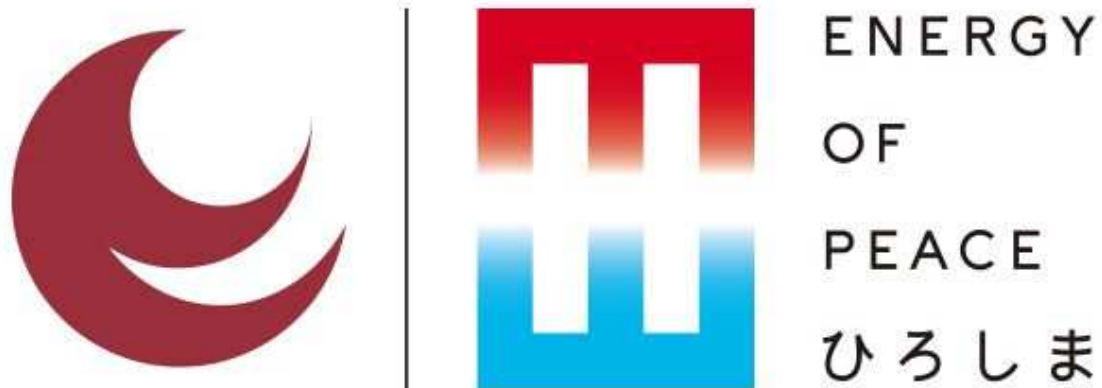
立坑内にマンホールを設置します。



⑥完成

マンホール設置後、埋め戻して完成です。





令和7年3月

広島県 土木建築局 都市環境整備課 下水道公園グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-4142 (ダイヤルイン)

E-mail dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp

当冊子の内容は広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) で公開しています。